

12/1(火)から2/28(日)のイベントの開催制限等について

11月末までとしていたイベントの開催制限等を原則として、2月末まで維持。

※国の方針変更に伴い、内容等に変更がある可能性あり。

一部について緩和及び内容の明確化等を実施。

- ・飲食を伴うものは「大声での歓声・声援等が想定される」としていたが、「飲食を伴うものの発声がないもの（映画館等）」については、感染防止策等を講じることで収容率100%以内での開催を可能とする。(P.6)
- ・全国的・広域的な人の移動がある、又は参加者の把握ができないイベントについて、具体的な条件を明確化し、それらを担保することで開催可能とする。(P.8)

【12/1から2/28の人数上限等】

- ① 全イベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」(P.2,3)を、主催者等が徹底するとともに、参加者も十分理解すること。
- ② 各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと。

①,②を満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。（それ以外は、従来の人数上限とする。）

* 全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断

大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント クラシックコンサート、演劇、式典、展示会等 ※飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とする催物(P.6)			大声での歓声・声援等が想定されるイベント ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技等			大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 大声での歓声・声援等が想定されるイベント お祭り、野外フェス等	
適切な行動確保ができるもの			適切な行動確保ができるもの			適切な行動確保ができないもの	
						全国的・広域的な人の移動がある 又は 参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる
収容人数 1 万人超	収容人数 1 万人以下	定員設定なし	収容人数 1 万人超	収容人数 1 万人以下	定員設定なし	定員設定なし	定員設定なし
【50%以内】	【5,000人】 又は 【100%以内】 どちらか小さい方を限度	密が発生しない間隔 (最低限、人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする	【50%以内】	席固定 【5,000人】又は【100%以内】 個人又はグループ間では前後左右一席は空けたうえで、どちらか小さい方を限度 移動自由 【5,000人】又は【50%以内】 どちらか小さい方を限度	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する 明確化(P.8)	人数制限撤廃済み (6/19以降)

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

別紙 1 - 2

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう）による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

イベントの類型

イベントの類型	イベントの例	人数上限等
大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント	【音楽】クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート 【演劇等】現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等 【舞踏】バレエ、現代舞踏、民族舞踏 等 【伝統芸能】雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等 【公演・式典】講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、入社式 等 【展示会】各種展示会、商談会、各種ショー ※飲食を伴うが、イベント中の発声がないことを前提とする催物(映画館等)(P.6を担保すること) (映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地(絶叫系アトラクション除く)等についても同様の考え方を適用する。)	P.5 ①
大声での歓声・声援等が想定されるイベント	【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート 等 【スポーツ】サッカー、野球、大相撲 等 【公営競技】競馬、競輪、競艇、オートレース 【公演】キャラクターショー、親子会公演 等 【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント	P.7 ②
お祭り・野外フェス等	地域の行事、お祭り、花火大会、野外音楽フェスティバル 等	P.8 ③

※上記は例示であり、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

※イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。）の食事については業種別ガイドラインで制限し、イベント中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント」として取り扱わない。（イベント中発声を伴わないものを除く）

① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベントの要件・人数上限等について

ア 参加者の移動等		イ 要件等 ※以下の要件を全て満たす場合に限り「エ 人数上限の目安等」によるイベントの開催ができる。	ウ 収容定員	エ 人数上限の目安等
<u>参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる</u>		・ 類似イベントの開催実績において参加者が歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られていない（開催実績が無い場合は類似イベントに照らし、これらが見込まれない） ことについてイベント主催者から十分な説明が行われる。 ・ 個別の参加者に対して感染防止対策（P.2,3 別紙1）の徹底が行われる。 ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、<u>感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施される。</u>	1 万人超	収容人数の50%以内
			1 万人以下	5,000人 又は 収容人数の100%以内 どちらか小さい方を限度
<u>参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる</u>		同上	1 万人超	収容人数の50%以内
			1 万人以下	5,000人 又は 収容人数の100%以内 どちらか小さい方を限度
			定員設定なし	密が発生しない間隔（最低限、人と人 とが接触しない程度の間隔）を空ける こととする
<u>参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない</u>	<u>全国的又は広域的な人の移動が見込まれる</u> 又は <u>参加者の把握が困難</u>	開催する場合については、 <u>十分な人と人との間隔（1 m）を設けることとする。</u> →P. 8の条件を全て担保することで開催可能。 当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。	—	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する
	<u>全国的又は広域的な人の移動が見込まれない</u> かつ <u>参加者がおおよそ把握できる</u>	（人数制限撤廃済（6/19以降）） P. 2, 3別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」の取組を徹底する。	—	—

飲食を伴うイベント中の発声がないことを前提としうる催物(映画館等)における感染防止策

今後、必要な感染防止策（P.2,3）に加え、下記の条件が全て担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を100%以内にするができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映、アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握等	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

② 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの要件・人数上限等について

ア 参加者の移動等		イ 要件等	ウ 収容定員	エ 人数上限の目安等
<u>参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる</u>		※以下の要件を全て満たす場合に限り「エ 人数上限の目安等」によるイベントの開催ができる。 ・ <u>個別の参加者に対して感染防止対策（P.2,3 別紙1）の徹底が行われる。</u> ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、 <u>感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施される。</u>	1 万人超	収容人数の50%以内
			1 万人以下	5,000人 又は 収容人数の100%以内 どちらか小さい方を限度 ※個人間又は異なるグループ間では座席を前後左右一席は空ける。ただし、5名以内の同一グループ内では座席等の間隔を空ける必要は無い。
<u>参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる</u>		同上	1 万人超	収容人数の50%以内
			1 万人以下	5,000人 又は 収容人数の50%以内 どちらか小さい方を限度
			定員設定なし	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする
<u>参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない</u>	<u>全国的又は広域的な人の移動が見込まれる</u> 又は 参加者の把握が困難	開催する場合については、 <u>十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする。</u> →P. 8の条件を全て担保することで開催可能。 し、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。	—	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する
	<u>全国的又は広域的な人の移動が見込まれない</u> かつ <u>参加者がおおよそ把握できる</u>	（人数制限撤廃済（6/19以降）） P. 2, 3別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」への取組を徹底する。	—	—

③ 広域的なお祭り・野外フェス等の「全国的・広域的な人の移動が見込まれるイベント」、「参加者の把握が困難なイベント」の開催について

必要な感染防止策（P.2,3）に加え、下記の条件が全て担保される場合には、「十分な人と人との間隔を設けること」に該当し、開催可能。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保 ・ 区画当たりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩期間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・ 大声を出すものがいた場合、個別に注意ができる体制
⑤ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ (COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知 (栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施と「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ